体罰防止ハンドブック

体罰の根絶と児童生徒理解に向けて

～教職員のさらなる指導力の向上を目指して～

平成２５年１２月

沖縄県教育委員会

は　じ　め　に

教育基本法第一条（教育の目的）「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」とあります。

ところが、平成２４年１２月に他府県において高校生が部活動顧問からの体罰を伴う厳しい指導を苦に自ら命を絶つというたいへん痛ましい事件が起こりました。このような状況の中、文部科学省から、平成２５年1月２３日付けで、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について調査の依頼がありました。

本県においては、平成２４年度、１５３件の体罰（私立学校を除く）を教職員、児童生徒、保護者へのアンケート調査から確認しており、憂慮すべき状況で結果を重く受け止めております。体罰は、学校教育法第１１条で厳禁されていますが、今、なお、現存する背景を是正し、体罰を根絶しなければなりません。体罰は法的な禁止行為であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つける人権侵害行為であります。

私たち教職員は、児童生徒一人一人の人権を尊重し、体罰に教育効果のないことを再確認する必要があります。一方、緊迫した生徒指導の場面においては、毅然とした指導で有形力等を行使する場合もあり、決して問題行動等への指導の萎縮に陥ってはなりません。教職員一人一人が指導力を高めるとともに、体罰を起こさないよう学校の指導体制を整えることが急務となっており、今回、沖縄県教育委員会では体罰防止ハンドブックを作成しました。

本ハンドブックは、有識者を含めた１５名の委員によるプロジェクトチームで、平成19年３月に発行された信頼される教職員をめざして～人権ガイドブック（改訂版）～の体罰を参考に作成したものであります。今後、校内研修会等において積極的に活用され、体罰根絶に向けた取組がより一層展開されることを期待しています。

平成２５年１２月

沖縄県教育委員会教育長　諸見里　明

目　次

1　体罰について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　小・中・高における体罰の実態（平成２４年度）　・・・・ ・・・・・・・・ 2

3　体罰をなくすには　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4　体罰の及ぼす影響　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

5　体罰で問われる責任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

6　体罰の事例
　事例１（授業中）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　事例２（休み時間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　事例３（校則違反の指導中）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　事例４（放課後）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　事例５（部活動）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　事例６（学校行事中）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　事例７（清掃指導中）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

7　体罰の未然防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

8　体罰が起きた場合の対応例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

9　体罰を許さない学校づくりに向けた研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・15

１０ 児童生徒を理解しましょう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

１１ 体罰根絶に向けたチェックリスト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

＜参考資料＞

○体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）・・・・・・26
　平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号

○問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）・・・・・・・・・・31
　平成 19 年 2 月 5 日付 18 文科初第 1019 号

○学校等における体罰問題に関するメッセージ　・・・・・・・・・・・・・・・35
　平成 25 年 7 月 19 日付全国人権擁護委員連合会

1　体罰について

体罰は、児童生徒に対する人権侵害行為であり、いかなることがあっても決して許されるものでなく法律でも禁止されています。

学校教育法第１１条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知

（平成 25 年 3 月 13 日付け）【一部抜粋】

校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び信頼を失墜させる行為である。

懲戒と体罰の区別について（平成 25 年 3 月 13 日付け通知より要約）

□教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況などを総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

□その行為が、殴る、蹴る等などの身体に対する侵害や、長時間にわたって正座や起立をさせるなど、特定の姿勢をとらせるといった肉体的苦痛を伴う行為に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

体　罰　に　該　当　す　る　行　為

身体に対する侵害行為

●殴る、蹴る、頬や身体をつねる。
●チョークやボールペン等を投げつけ、児童生徒に当てる。
●突き飛ばして転倒させる。
●教科書等で頭を叩く。

肉体的苦痛を与える行為

●トイレに行きたいと訴えた児童生徒に許可をださない。
●指導のため長時間別室に留め置き、一切室外に出ることを許可しない。
●正座等を長時間保持させる。

体　罰　に　該　当　し　な　い　行　為

認められる懲戒

○授業中、教室内に起立させる。
○学習課題や清掃活動を課す。
○学校当番を多く割り当てる。
○立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
○授業妨害を行う児童生徒を別室で指導する。等

正当な行為（有形力の行使）

○教員に暴力を振るった児童生徒の体を押さえつける。
○他の児童生徒を殴った者の肩をつかんで引き離す。
○集会を妨害する児童生徒の腕を引っ張って外に出す。
○試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする児童生徒を押さえつけて制止させる。等

２　小・中・高における体罰の実態

この調査は、平成２４年４月から平成２５年３月までに発生したもので、市町村教育委員会等に依頼し（教職員、児童生徒、保護者へのアンケート）、実施した結果です。

(１) 調査結果　　（私立学校を除く）

校種	件数
小学校	75
中学校	71
高等学校	7
合計	153

(２) 内訳

①体罰の場面毎

	授業中	放課後	休み時間	部活動	学校行事	学級活動 ホームルーム	その他	合計
小学校	39	9	13	0	2	2	10	75
中学校	20	12	12	11	2	1	13	71
高等学校	2	0	2	2	1	0	0	7
合計	61	21	27	13	5	3	23	153

②体罰の態様毎

	素手で殴る	棒などで殴る	蹴る	投げる･転倒させる	殴る及び蹴る等	その他	合計
小学校	41	4	11	0	5	14	75
中学校	46	2	4	3	9	7	71
高等学校	6	0	0	0	1	0	7
合計	93	6	15	3	15	21	153

③体罰把握のきっかけ毎（複数回答）

	児童生徒の訴え	保護者の訴え	教員の申告	第三者の通報	その他	合計
小学校	19	39	37	4	2	101
中学校	10	23	42	4	3	82
高等学校	0	4	4	0	0	8
合計	29	66	83	8	5	191

3　体罰をなくすには

体罰に対する認識の甘さや、体罰を厳しい指導として正当化するなど、体罰を容認する背景があります。

管　理　職
- 生徒指導でいつも頑張っている。
- 熱心さのあまりやむを得ない場合もある。

認識の甘さ

教　諭　等
- 口頭で指導してもきかないから、たたいて指導する必要がある。
- けがをさせない程度なら大丈夫だ。
- 保護者の了承を得ている。
- 他の先生の指導方針には口出しできない。

一部の保護者等
- 言うことを聞かない場合や悪いことをしたら、たたいて指導してもいい。
- 以前は、悪さするとたたかれるのは当たり前であった。

体罰をなくすには、どうすればよいか

子どもの人権を尊重する

○授業、学校行事、部活動などすべての教育活動の基本に「人権を尊重し信頼関係に立つ教育」をすえ、児童生徒一人一人を大切にした教育を推進する。

○すべての教職員が「体罰否定」の教育観に立ち、協力して指導に当たるとともに、人権を尊重し、信頼関係に立つ教育を推進し、学校全体でお互いに体罰を許さない雰囲気や教育観を作り上げる。

教育相談の充実を図る

○教育相談的な関わり方を大切にし、児童生徒の不安や悩み、喜びなど心の内面を共感的に受け止める。

○一人一人の教師が教育相談の理論や手法について理解と習得に努め、教育相談の積極的な活用により、教師と児童生徒の信頼関係、児童生徒間の温かい人間関係をつくる必要がある。

指導の成果を性急に求めない

授業や生徒指導を行っているとき、教師は児童生徒の間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある教師は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

体罰で教育はできない

4　体罰の及ぼす影響

体罰は、児童生徒の心への傷、保護者や社会的な信頼等、多大な悪影響を与えます。

子どもたちへの影響

●教師が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。（心身への傷、不登校）
●周囲の児童生徒も萎縮し、ストレスを感じるようになる。（学校生活への影響）
●教師の指導に素直に従わなくなる。（不信感）
●暴力を認め、力によって物事を解決するようになる。（暴力の肯定化）
●教師に対する不満をいじめに転嫁するようになる。（いじめの増加）
●教師に本当のことを言わなくなり、教師の顔色をうかがうようになる。（課題の増加）

体罰により失われるもの

●教師・学校に対する、児童生徒や保護者の信頼。
●児童生徒の人間的誇り。
●児童生徒の自ら考える力。
●児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
●児童生徒の学習意欲。
●児童生徒の豊かな心の成長。
●学校の明るさやなごやかさ。

「体罰」には、教育的効果はない！

体罰は違法な行為であり、人権侵害である。体罰は、学校教育法第 11 条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰はどのような理由からも正当化できない。

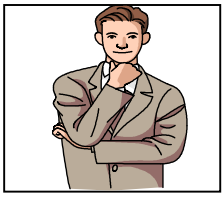

体罰は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、教師や学校の信頼を失わせる。
体罰の多くが教師の一時的感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感をもち、教師や学校への不信感を抱くことになる。

体罰には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と教師の信頼関係をこわし、それまでの教師の努力がすべて、むだになることも考えられる。

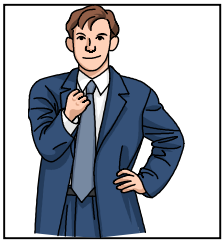

体罰は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。体罰は、成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある教師が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

5　体罰で問われる責任

「体罰」を行うことによって、法律上の処罰を受けることもあります。

行政上の責任（懲戒処分）

状況によっては、地方公務員法第２９条により懲戒処分を受ける。校長も監督責任を問われることがある。

刑事上の責任

暴行罪（刑法第２０８条）

「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは３０万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」

◎暴行とは、人の身体に加えられる有形力の行使をいう。例えば、

・殴打、足蹴りなどの力学的な作用
・毛髪の切断
・衣服を引っ張って相手の行為を妨げる行為
・被害者のそばで太鼓を連打する行為

傷害罪（刑法第２０４条）

「人の身体を傷害した者は、１５年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。」

◎傷害とは、生活機能に障害を与えること、ないし健康状態を不良な状態に変更することをいう。加害者の攻撃をさけるため被害者が負傷した場合も傷害になる。

民事上の責任

不法行為による損害賠償（民法第７０９条）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

◎体罰を加えた教師は、被害を受けた児童生徒に対し治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがある。

◎体罰は、教師が意図的に加える児童生徒への懲戒権を逸脱した行為であるところから過失はなく故意とみなされる行為に当たる。したがって、体罰を行った教師は、民法第７０９条により、賠償を請求されることになる。被害を受けた児童生徒が国家賠償法を根拠として損害賠償を求めた場合は、県・市町村が被告となる。

◎「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」（国家賠償法第１条）

6　体罰の事例

体罰の行われている場面を想定した７つの事例を示します。これらの事例は、どの学校でも起こる可能性があります。

これらを踏まえた上で、他の見方や考え方はないか、さらにどのようにすれば体罰を防止できるか等について、各学校においても協議してください。

事例１（授業中）

A 教諭は、授業中おしゃべりをしている男子生徒に、２～３回、口頭で注意をした。それでも当該生徒がおしゃべりをやめないので、A教諭は当該生徒に近づき、怒鳴って教科書で頭を１回強く叩いた。

【A教諭の心情等】

○当該生徒は、普段からおしゃべりが多いので、学習規律をしっかりさせる必要がある。
○このままにしておくと、他の生徒が授業に集中できない。
○教材研究をしっかりして、授業に臨んでいるのに許せない。
○みんなの前で、叩いたので生徒が萎縮してしまった。
○学級全体の授業の規律を保つため、見せしめのためにこれくらいの罰は必要だ。

【生徒や保護者の心情】

当該生徒

○みんなの前で怒鳴られ、また叩かれたので、ショックだった。
○他にもおしゃべりをしている生徒もいるのに自分だけ叩かれた。
○苦手な教科なので、授業に集中できなかった。

保護者

○学校でおしゃべりが多いことは知らなかった。もっと早く知らせてほしかった。
○親でも自分の子どもを叩いたことがないのに、どうして先生に叩かれないといけないのか。言い聞かせることはできなかったのか。

【事案による影響】

○A教諭の授業が嫌いになり、授業を欠課するようになった。

【対処方法の一例】

○複数回注意しても指導に従わない児童生徒に対する対応方法について、教職員間で共通理解を図り、組織的な指導体制を確立する。
○個々の児童生徒の学習に係る状況について教職員間で情報を共有するとともに、保護者とも連携し、共通理解を図る。
○A教諭は行き過ぎた指導を謝罪し、学年の職員等と連携して当該生徒の欠課をなくすように努める。

事例２（休み時間）

生徒指導主任であるＢ教諭は、最近２学年の男子トイレからタバコの臭いがすることを２学年担当職員から聞いていた。そこで喫煙をしていた男子生徒の頬を左右１回、平手打ちをした。

【Ｂ教諭の心情等】

○未成年者の喫煙は、法律違反だし、正すのは当然である。
○やっと現場を抑えたので、厳しく指導した方がよい。
○タバコを買うお金のため、恐喝などにつながる恐れがあり、見つけて指導できてよかった。

【生徒や保護者の心情】

当該生徒

○他の誰にも迷惑をかけていないのに、何で厳しく指導されないといけないのか。
○いきなり叩かれたので、むかついた。
○何でタバコを吸ってはいけないのか。

保護者

○実際に吸っていたようなので、指導されたのは仕方ないと思うが、叩いて指導するのは、やりすぎではないか。
○叩いたりせず、保護者を交えて今後の指導等を話し合ってほしかった。
○叩くことで、喫煙はなくなるのか。

【事案による影響】

○叩かれたことに反発し、ますます喫煙をするようになった。
○Ｂ教諭に対し、学校で顔を合わせても、無視をするようになった。

【対処方法の一例】

○現行犯で見つけた場合も、叩いて指導することはせず、どうしてタバコを吸うようになったのか、なぜタバコを吸うことが悪いのか等を諭す。
○養護教諭と連携して指導を行い、タバコが体に及ぼす影響等を理解させる。
○全校集会等で、喫煙防止教室を行い、喫煙防止に努める。
○指導を行った生徒のタバコの入手方法を調査するとともに、保護者とも連携し、タバコの入手ができないような改善策を立てる。

事例３（校則違反の指導中）

Ｃ教諭は、頭髪について校則に違反していた生徒に髪を整えてくるように指導した。数日後、Ｃ教諭は、当該生徒の頭髪が改善されていなかったため、一人だけ別室に連れて行き、理由も聞かずに当該生徒に自分の髪をその場で切らせた。

【Ｃ教諭の心情等】

○校則を遵守している生徒が多数を占める中、この状態を見逃すことができない。

○生徒に対し、ルールを遵守させ、将来、社会人としてのマナーを身につけさせる指導を行うことは肝要である。

【生徒や保護者の心情】

当該生徒

○髪を切りに行く時間がなかったのに、先生は理由を聞いてくれなかった。

○自分だけがよく注意される。

保護者

○保護者に指導の経緯をきちんと説明した上で、対応してほしい。

【事案による影響】

○当該生徒は、髪を切ったことで、他の生徒たちから、からかわれるようになり、不登校に陥った。

○Ｃ教諭の指導に対して、他の生徒たちからも信頼を失った。

【対処方法の一例】

○別室に連れていった際、他の教職員の立会いの上で指導を行い、保護者に対して頭髪を整えるよう連絡すべきであった。

○生徒指導規定における指導の基準を明確に示し、学校・学年で統一したブレのない指導を行う。また、指導基準について生徒及び保護者に対してあらゆる機会を通じて周知徹底を図っておく。

○生徒及び保護者に対して指導の意図やねらいに加えて、ルールを守ることの重要性についても粘り強く指導を行うとともに、保護者との連携を密にして改善に向けて取り組むようにする。

○例えば、頭髪指導で違反があった生徒に対しては、設定した期日（生徒の自己決定させることが望ましい。）までに改善するように促す指導を粘り強く行う。再々の指導にも従わない場合は、別室で指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ生徒及び保護者に周知しておく。

○生徒会活動における「○○運動」の推進を通して学校全体の規範意識を高める。

事例４（放課後）

生徒数名が喫煙をしていると、地域の方から学校に電話が入る。職員室にいた２名の職員が現場に駆けつけた。状況確認のため生徒から話を聞こうとした際、一人の生徒が暴言等反抗的な態度を取った。そして、A 教諭と口論となり、D 教諭が当該生徒を蹴飛ばした。

【D 教諭の心情等】
○反抗的な態度を取ることは許されない。
○反抗的な態度を見過ごせば、他の生徒に示しがつかない。
○教師として強い指導力を発揮しなければならない。

【生徒や保護者の心情】
当該生徒
○仲間の前では強がってしまい、反抗的な態度を取ってしまう。
○吸っているところを見たわけでもないのに、いきなり蹴飛ばすとはひどい。

保護者
○生徒に対する理解を深め、状況に応じた指導をしてほしい。
○一緒にいた教職員は、体罰を止めるべきではないか。
○なぜ、口論になったのか、なぜ体罰を行なったのか。

【事案による影響】
○当該生徒の行動を周囲の生徒に対して、暴力で問題を解決できるという間違った認識を植え付けた。
○教職員への反抗が強まる。
○D 教諭の体罰に対して、他の生徒からも信頼を失った。

【対処方法の一例】
○生徒の言動や態度に、感情的にならず冷静に対応する。
○必要に応じて複数の教職員で対応する。
○集団の前で、一人の生徒を叱責することがないようにする。
○生徒指導担当主事や学年の教職員だけで指導する等の、抱え込み指導に陥ることがないよう組織で対応する。
○反抗的な態度を取る生徒への対応や生徒理解について、全職員で共通理解を図る。
○当該生徒を落ち着かせ、話を聞きながら指導する。

事例５（部活動）

E 教諭は、県大会に向けたライバル校との練習試合において、ミスをしたキャプテンに対し、「馬鹿野郎、キャプテンのくせにこれ位もできないのか。この役立たず！」と暴言を吐いた。その直後、ふてくされた生徒を見て、E 教諭は近くにあったボールを投げつけた。

【E 教諭の心情等】

○当該生徒は、キャプテンであり他の部員の模範であるべき存在なのだから、しっかりさせなくてはいけない。

○普段から目にかけている生徒だし、信頼関係があるから少しくらい厳しく指導してもついてきてくれるはずだ。

○一生懸命指導しているのに、ふてくされるなんて腹が立つ。

○キャプテンを厳しく指導しないと、他の部員に示しがつかない。

【生徒や保護者の心情】

当該生徒

○練習試合のねらいは理解したつもりだけど、チームメイトの動きにも問題あるし、思い通りに動けたら苦労はしない。

○キャプテンとして、チームをまとめようといろいろ努力し、我慢もしてきたのに、どうして「役立たず」と言われなくてはいけないのだろう。

○チームメイトやライバル校の選手の前で、馬鹿にされて悔しい。

○自分はダメなキャプテンだ。キャプテンなんてもうやりたくない。

保護者

○子どもの自尊心を傷つけ、やる気をなくさせることは、逞しい精神を育てることにならない。

○競技力の向上が目的なら、ミスしたプレーのどこが良くなかったのか、どう改善すれば良いのかをわかりやすく指導することが大事ではないか。

○なぜ、この子だけにこんな扱いをするのか。公平に接して欲しい。

【事案による影響】

○生徒は、E 教諭の指示に対し、返事をすることもなく暗い表情でプレーし、練習試合も後味の悪いものとなった。

○その後、キャプテンを辞めると言って、E 教諭を避けるようになった。

○練習に参加しない日が続き、教室でもふさぎこんでいる。

【対処方法の一例】

○言葉による威圧や人格を傷つけるような暴言を吐くことなく、科学的根拠に基づいたスポーツ理論と情熱で、生徒のやる気を引き出し、達成感や成就感を引き出すような指導を行う。

○部活動の意義や目的を正しく理解し、児童生徒の立場に立った指導を行う。

事例６（学校行事中）

修学旅行中､就寝時間を過ぎても寝ないで騒いでいる４名の生徒をペナルティとして、廊下にだし、スクワットをさせた。その際、反抗的な態度をとった２名に対し、F 教諭は、太ももを蹴り、きちんとやるよう促した。

【F 教諭の心情等】

○当該生徒は、事前に確認していた注意事項にもかかわらず、規則を破ったのだから罰されるのは当然である。

○他の生徒は、きちんとやっているのに、ルールを守らなかった反省の様子がみられない。いい加減なやり方を許すわけにはいかない。

○残りの修学旅行期間中の規律を維持するためにも、ここで厳しく指導する必要がある。

【生徒や保護者の心情】

当該生徒

○他にも眠っていないやつはいるのに、自分たちばかり指導するのは不公平だ。

○少しくらい長く起きていたからといって、スクワットをさせるのはひどすぎる。太ももが痛くて明日歩けないかもしれない。

○起きていたことは悪いと思うが、命令口調の言葉に腹が立つ。

○素直に先生の指導に従うのは、かっこ悪い。

保護者

○修学旅行から帰って来てから、ずっと先生に蹴られたことを根に持った発言を繰り返している。楽しい修学旅行（学校行事）での思い出が、嫌なものになってしまった。

○ルールを破ったことは悪いが、蹴らずに注意指導できなかったものか。

○寝かせるのが目的なら、蹴るような行為は間違っていると思う。

【事案による影響】

○修学旅行中、当該生徒は職員と目を合わさず、話しかけても無視し続けた。

○当該生徒と同じ班の生徒たちも、先生の指示に素直に従わなくなった。

○帰校後、当該生徒は、F 教諭の授業を欠課するようになり、それを注意する担任の先生に対しても反抗的な態度をとるようになった。

【対処方法の一例】

○就寝時間を守らせるという指導の目的とその必要性をじっくり説諭し、守れない場合は、再度、繰り返し説諭があることを理解させる。その際、複数職員で対応するなど、当該生徒が納得するまで粘り強く指導にあたる。

○F 教諭は、当該生徒に対して誤った指導を謝罪し、学年職員等と連携して信頼関係の構築に努める。

事例７（清掃指導中）

清掃時間中、教室の前を通りかかったG教諭は、教室内でほうきと雑巾を使い野球をして遊んでいる児童数名を見かけた。G教諭は遊んでいた児童達を教室から廊下に呼び出し、清掃時間が終わるまで、正座をさせて、指導を行った。

【G教諭の心情等】

○他の児童は、一生懸命清掃をしているのに、遊んでいるのは許せない。
○他の児童への示しがつかない。
○今、強く指導をしておかないと、今後も清掃時間に遊ぶかもしれない。

【児童や保護者の心情】

当該児童

○遊んでいたのは、自分達だけではない。他にもいるのになぜ自分達だけ叱られないといけないのか。
○みんなの前で、正座させられて恥ずかしい。
○遊んでいるように見えなくても、おしゃべりばかりして清掃をしない人もいる。

保護者

○清掃をさぼっているのは、自分の子どもだけか。他の児童はいないのか。
○正座で苦痛を与えるのではなく、言って聞かせることはできないのか。

【事案による影響】

○G教諭が通りかかる時だけは、真面目に清掃をするようになったが、清掃時間に遊ぶ行為はなくならなかった。
○自分達だけ叱られたと思い、他の児童へ文句を言うようになった。
○一部の児童だけの指導や体罰を受けたことで、当該児童からは信頼を失った。

【対処方法の一例】

○小中においては「道徳の時間」の年間指導計画において「集団や社会とのかかわりに関すること」の指導の時間に、本事案等を取り上げて学級全体で考える授業を行い、道徳的実践力を養う。
○「学級活動」や「ホームルーム活動」において、集団での自己の役割について考えるとともに、様々な実践の場を与えることで、自己有用感を育てる。
○師弟同行を心がけ、教師も一緒になって清掃活動に取り組むことで、児童生徒理解や信頼関係を深める。

7　体罰の未然防止

どのようにしたら、体罰を防ぐことができるか。教員個人だけの意識の問題では体罰はなくなりません。各学校で以下のことを確認し、指導方法を見直してみましょう。

体罰禁止

学校教育法第１１条の再確認（ｐ１）

認められる懲戒

体罰に該当する行為と該当しない行為を確認（ｐ１）

参考資料
体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号の別紙、学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考資料の読み合わせをする。（ｐ２９～３０）

生徒指導における指導体制の確立

生徒指導における共通実践

※各学校で児童生徒の指導の最前線では、教員一人一人が様々な問題への対応が迫られます。あらかじめ、以下の点等も踏まえ、学校の指導方針を示しましょう。
①各学校の教育計画等にある生徒指導の指導方法について見直してみましょう。
②指導する内容によっては、複数の教員等で対応するなど体罰が起こらないように努めましょう。
③部活動の意義を確認し、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ちましょう。

関係機関と連携した指導

※学校の秩序の維持するために抱え込みする意識を捨て、状況に応じ関係機関に相談したり、主たる対応を関係機関に委ねたりすることも大切です。以下の点等について学校の対応を確認しましょう。
①早期に警察や関係機関等に相談や通報する方法について
②市町村教育委員会による出席停止
※高等学校においては、各学校の校長判断で出席停止や必要な措置を講じたうえ、改善の見込みが見られない場合には退学処分等ができる。

他機関との連携

最寄りの警察署 ⇔ 学校 ⇔ 法務局子ども人権１１０番 ０１２０－００７－１１０

※子どもの人権に関する相談

※法務局子ども人権１１０番の活用は小学校でのいじめ問題等でよく活用されています。中学校、高等学校においてもいじめや体罰等の人権に関する研修でご活用ください。

8　体罰が起きた場合の対応例

体罰はあってはならないことですが、仮に体罰が起きた場合には、誠意をもって体罰を受けた児童生徒及びその保護者等に対応することが重要です。

体　罰

児童生徒への対応

○体罰を受けた児童生徒を保護する。
○けがの有無を確認する。
○必要に応じて、保健室で応急処置を行う。
○状況に応じて病院に搬送する。
※病院に搬送した場合、体罰を行った教職員、管理職も病院に駆けつける等、誠意を示す行動が必要である。

謝罪

○体罰を受けた児童生徒へ謝罪をする。
○体罰を受けた児童生徒の保護者等へ謝罪をする。

今後の対応について

○スクールカウンセラー等を活用し、体罰を受けた児童生徒のケアをする。
○他の児童生徒にも体罰の事実を伝え、動揺を与えないよう指導する。

教職員の対応

○体罰を行った教職員または学年主任等で管理職へ報告する。
○管理職は、体罰を行った教職員から日時、場所、体罰をした理由等、詳細に聴き取る。
○管理職は、市町村教育委員会等へ報告する。
○管理職は、体罰を受けた保護者等に対し、迅速に誠意ある対応をし、今後の方向性について示す。

謝罪

○家庭訪問等で、体罰を行った教職員と管理者は、体罰を受けた児童生徒及びその保護者等に誠意ある謝罪をする。

再発防止について

日頃から、以下のことを確認する。
○体罰防止ハンドブックを活用する。
○体罰を行った教職員の指導
○児童生徒理解に基づいた生徒指導を徹底する。
○教育は、体罰ではできないことを再確認する。
○ＰＴＡ役員等と連携を図る。
○学校評議員へ報告する。
○児童生徒及び保護者等への信頼関係回復に努める。
○「体罰を起こさない学校づくり」を児童生徒及び保護者等へ周知する。
○法務局から人権侵犯事件として学校に調査の協力を求められた場合は、速やかに協力する。

９　体罰を起こさない学校づくりに向けた研修

いけないことをしたから、なぐられてあたりまえの人間は、ただひとりとしていません。体罰は社会における子どもの地位が、いかに低いかを示すバロメーターです。大人に対しては許されない行為が、相手が子どもだと許されてしまうのです。同じ行為が大人に対してなされれば、暴行罪や傷害罪という、れっきとした犯罪とみなされても、相手が子どもだと、それは「しつけ」や「教育的配慮」や「熱心さのあまり」となってしまうのです。

参考文献『2003 年 4 月 20 日　しつけと体罰　森田　ゆり著　童話館出版』

体罰が、学校教育法第 11 条で禁止されていることに無知な教員はいないと考えられます。しかしながら、依然として体罰が繰り返されているのは、なぜでしょうか。体罰は子どもへの人権侵害行為です。学校の指導体制として、体罰は許されないという人権意識を教職員間で共有し、体罰に頼らない教師の指導力を身につけることが大切です。

児童生徒は本来、「学校が楽しい」「勉強ができるようになりたい」という願いがあります。教師の役割は、子どもの成長を共に喜び、未来創造者である児童生徒の意欲を引き出し、よりよく生きようとする力を育てることです。児童生徒理解に基づいた生徒指導の三機能（①自己存在感・自己有用感を与える②共感的人間関係を育成する③自己決定の場を与える）を活かして、各学校において体罰を許さない指導方法の研究を個人レベルや学年、学校レベルで実施してください。体罰根絶を徹底する校内研修を実施することで、教師のスキルアップはもとより、児童生徒や保護者等の信頼関係が構築されることにつながります。

体罰に頼らない教師の指導力を身につける

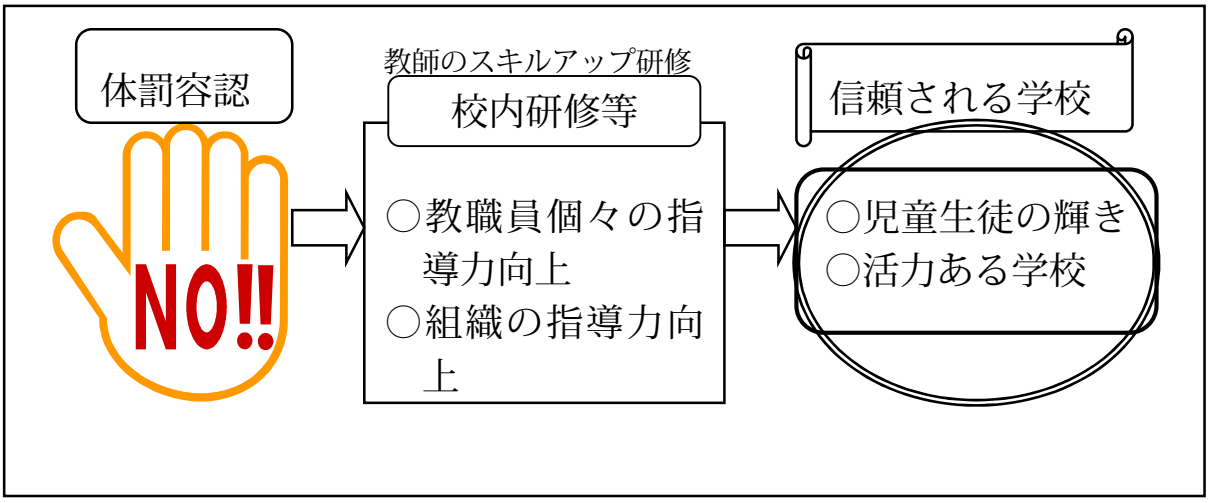

（１）児童生徒理解に基づいた指導を実践しましょう

あなたは、次のような児童の言動にどのように対応しますか？
ワークショップ等で話し合ってみましょう。

ケース①

授業中、教科書やノートも出さず、おしゃべりをして、教師の指導にも従わない。注意をすると「うるさい」と言われた。

ケース②

学年集会で身なり検査を実施し、頭髪で校則違反の生徒に期限を設定して正すように指導したが、反抗的な目でにらんできた。

ケース③

卒業式を終え、ＰＴＡ主催による卒業祝賀会に茶髪や乱れた服装をした卒業生数名が会場に入ろうとした。その際、教職員が阻止しようとして、騒然となった。

ケース④

日曜日も部活動の面倒を見てあげているのに、プレーに真剣さがなく、ミスをしても反省する様子も見られない。

【指導のポイント】

ケース①の場合

児童生徒の教師に対する暴言には、毅然とした態度で向き合うこと。また、児童生徒が感情的になっているので、冷静に指導できるよう教職員で共通確認、共通実践をしましょう。

ケース②の場合

校則については、生徒はもとより保護者等に対しても理解を得て、粘り強く何回も指導していきましょう。

ケース③の場合

卒業式における事前と事後の指導を徹底し、ＰＴＡや関係機関とも連携する。派手な服装等は後輩への金銭恐喝につながる可能性もあるので、組織で情報を共有して対応しましょう。

ケース④の場合

「せっかくの休みの日に、部員のためにやってあげているのは、なぜ一生懸命やらないのか」となってしまいます。指導させてもらっているという気持ちも大切です。また、せめて、週に一日は休養日を設定するなど、生徒も教師もリフレッシュすることが大切です。

（２）組織で対応しましょう

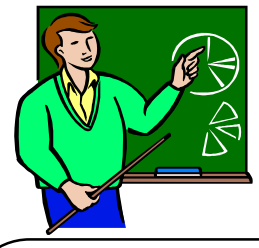

次のような学校の現状に対して、組織としてどう対応したらよいでしょうか？

ケース①　体罰について、新聞記事を配布するだけで具体的な対応がとれない。
ケース②　生徒指導担当教諭が苦労しているが、協力体制ができていない。
ケース③　授業は担当教師に任せるだけで、管理職は授業参観や校内を巡視せず、子どもの状況を把握できていない。
ケース④　ある先生の指導に対して、誰も何も言えない。
ケース⑤　体罰を容認する一部の教員や保護者等がいる。
ケース⑥　クラスに指導を要する子がいるが、誰にも相談できない。

【指導のポイント】

ケース①の場合
　本ハンドブックや文部科学省の通知（参考資料として添付）を校内研修等で活用しましょう。

ケース②の場合
　生徒指導体制の基本的な考え方（方針、基準の明確化、具体化）を職員会議等で共通理解し、全職員体制で実践しましょう。

ケース③の場合
　管理職は、校内を巡視し、各学年・各学級の授業の様子を観察しましょう。時間を見つけ教諭とコミュニケーションを図り、教諭の授業の進め方や児童生徒の学習の参加方法等について、助言等を行うことも必要です。

ケース④の場合
　教職員の信頼関係を深め、互いの指導方法について遠慮することなく、議論できるような学校の雰囲気をつくりましょう。体罰はどんな理由があっても認められないと共有することが大切です。

ケース⑤の場合
　管理職は、体罰禁止の指導方針を年度当初に明確に教職員へ伝えることが重要です。また、学校だより等を通して家庭に連絡するとともに、保護者会でも体罰ゼロを明言する必要があります。

ケース⑥の場合
　一人で抱え込まず、日頃から同僚や先輩教員に相談できるような学校・学年内の雰囲気づくり、相談体制を確立しておくことが必要です。管理職は、ケース③同様に、職員とのコミュニケーションを心がけ、児童生徒の様子を常に把握しましょう。

（３）　ロールプレイをやってみましょう

体罰が発生しそうな状況を想定した上で、そのようなときにどのように対応するかを事前に考えておくことは大切なことです。具体的な場面を想定したロールプレイによる研修を実際にやってみましょう。

【場面１】

金銭恐喝の疑いで、指導中に反抗的な態度をとる生徒に、次のような場面でついカッとなったときの対応について考えてみましょう。

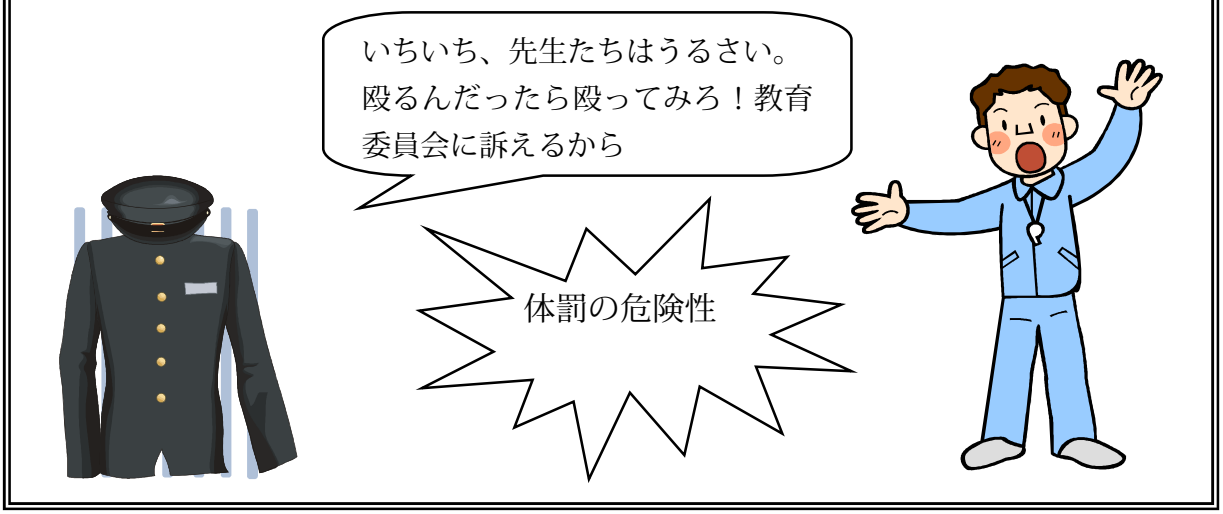

【指導のポイント】

□複数の教員で生徒を指導しましょう。

□挑発的になっている生徒に対し、感情的になることなく冷静に対応しましょう。

□その場での解決を図りたいところですが、生徒が指導に応じない場合には、時間をかけて指導するようにしましょう。

□事後指導する場合は、状況を管理職や他の教職員にも説明し、対応を共に考えましょう

①あなたならどのように対応しますか。

②諭す言葉としてどのような言葉が有効か考えましょう。

【場面２】

A 担任は、おしゃべりや忘れ物をした理由で、児童を教室や職員室等で正座をさせています。この場面に、自分（先生Ｂ）が第三者として遭遇したときの対応方法について考えてみましょう。

【指導のポイント】

□なぜ、児童は正座をさせられているのかを担任の先生に聞いてみましょう。

□長時間の正座は、肉体的苦痛をあたえる行為なので体罰に該当します。

□教員同士で指導の方法等を言い合える体制を整えましょう。

□児童の指導のあり方を担任のみに任せるのではなく、学年や学校で対応の仕方を確認しましょう。

□担任は、日頃から家庭と連携して、本人の自覚を高めていきましょう。

①あなたならどのように対応しますか。

②同僚としてどのような言葉かけをすればよいか考えましょう。

【場面３】

トイレの個室からタバコの煙が上がっていると連絡があり、駆けつけるとトイレの個室から数人の生徒が出てきた。生徒に対して、タバコを吸ったかどうかを確認すると、生徒は「吸っていない」と答え、「吸っていた写真はあるのか」と聞き、反対に殴りかかろうとしてきた。

【指導のポイント】

□生徒はタバコを吸っていても「吸っていない」と答えたり、黙秘をすることもあります。

□生徒の喫煙は複数の場合が多いと考えられるので、ウソをついて他の生徒をかばう傾向にあります。

□生徒の了承を経て、試薬で検査する方法もありますが、検査後の対応も含めて慎重に考えましょう。

□日頃から、生徒が喫煙をしそうな場所（トイレや体育館の裏等、死角になる場所）を巡視し、学校で喫煙が発生しない状況をつくりましょう。

□定期的に喫煙防止教室を開催しましょう。（日頃から警察と連携を図ることも大切です）

□器物破損や対教師暴力等があった場合は、関係機関（警察、教育委員会等）と連携を図り、対応を依頼することも必要です。学校だけで解決ができない事など、日頃から関係機関と連携をとり、協議を行うことも大切です。

①あなたならどのように対応しますか。

②諭す言葉としてどのような言葉が有効か考えましょう。

１０　児童生徒を理解しましょう

○体罰を防止するためには、児童生徒をしっかり理解して指導に当たりましょう。

「落ち着きがない」「教師に対して反抗的な態度をとる」「すぐにカッとなって暴力を振るう」「何度注意しても同じ失敗をする」などの児童生徒の問題行動に対して、私たち教師は、「怠け癖がある」「がまんが足りない」「わがままだから」「しつけがされていない」など、児童生徒の内部に原因を求めがちです。

そして児童生徒の問題とされる行動を、単に無くす、あるいは、抑えるという指導を行なっていくことは、ややもすると力による指導「体罰」につながるおそれがあります。

児童生徒の問題行動を「何かを教師に訴えている」「何かに戸惑っている」という視点で受け止めることにより、冷静に原因をさぐることができるようになります。問題行動を「悪い行動」と考えるか、「児童生徒からのメッセージ」と考えるかでその後の指導方法も違っていきます。

○行動の背景を理解した対応が必要

- 服装が乱れている
- 反抗的な態度をとる
- 暴力をふるう　・話が聞けない
- 落ち着きがない・意欲がない
- 遅刻が増えた等

集団指導や個別指導にかかわらず、一人一人の児童生徒の「生きる力」を伸ばすためには、私たちは児童生徒を十分に理解することが何よりも大切です。児童生徒を正しく理解することなしに、指導の効果は期待できません。

例えば、児童生徒の能力、適性、興味、関心、現段階での意欲や目標、家庭状況、これまでの指導の経緯など、常に本人との対話や保護者、教科の担当等、現在及び前年度までに直接関係していた教員等から情報を収集することは、一人一人の児童生徒へより効果的に働きかけることができるため、期待した効果を得やすくなります。

（平成２２年３月文部科学省生徒指導提要）

子どものほめ方を知る

◇子どもは叱咤激励（しったげきれい）をすることがよいことだと思っていませんか。

子どもはできなかったことを叱咤されると、自信がそがれてしまいます。それよりもできたことをほめてもらうことで、自分への自信が生まれ、もっとやってみようと思うようになります。

◇誰かとの比較でほめない

「跳び箱、○○ちゃんより高く飛べてすごいじゃない」ではなくて、「跳び箱、前は５段までだったけれど、今はもう６段も飛べるんだね。すごいじゃない」です。

◇結果をほめるのではなく、プロセスをほめる

賞をとったからすごい、百点だからすごいと、結果に注目するほめ方をしていると、「自分は賞がとれなかったらダメなんだ」、「90 点だからダメなんだ」と思うようになって、自信が育ちません。「一生懸命描いたから、入選しなかったのがくやしいのはよくわかるよ。でもさ、一ヶ月もかけて描きあげたってことがすごいよ」というのがプロセスをほめることです。

◇行動をほめる

子どもがお手伝いをしたときは、小さいことでも、必ず「ありがとう」「床がきれいになって気持ちいい」「うれしい」など、感謝の言葉をかけてください。

参考文献『2003 年 4 月 20 日　しつけと体罰　森田　ゆり著　童話館出版』

上手な叱り方

◆感情的に叱っていませんか？

ついカッとなって感情的に叱りがちになります。行動の悪かった点を具体的に伝えましょう。その行為のみを注意し、人間性や能力を否定することはやめましょう。

◆レッテルを貼ったり、ある一面だけを見て判断していませんか。

児童生徒の発言についてよく観察し、多面的な人物把握に努めましょう。

これまで効果のあった、ほめ方を思い出してみましょう！

【参考資料】

アンガーマネジメント

アンガーマネジメントとは、1970 年代にアメリカで始まったアンガー（イライラ、怒りの感情）をマネジメント（上手に付き合う）ための心理技術です。「絶対に怒ってはいけません」という話ではありません。人間ですから、当然、怒ってもいいのです。ただ、この方法を知って「怒り」に振り回されない自分になりましょう。

①怒りの感情をコントロールする（怒りを爆発させないテクニック）

怒りの感情をコントロールする方法を学ぶ。深呼吸、カウントアップ（数唱）、カウント深呼吸、自己呼び掛け（おまじない）、リフレーミング（状況に対する見方、考え方を変えること）などを用いた方法がある。

②怒った気持ちを表現する。

非攻撃的な自己主張ができる表現の仕方を身に付ける。大切なのは、怒らないことではなく怒りを感じてどうするかを知ることである。「怒り」はだれでも感じる感情なので、「怒らない」ことはできない。感じた「怒り」をどうするか、また、「怒り」をエスカレートさせる前に上手に表現する方法を学ぶことが大切である。

体罰をしそうになったとき、瞬間的に生徒のためになるか考えること、「一呼吸置くこと、深呼吸をすること、一晩考えることなど、効果を性急に求めないこと、待つという姿勢が肝要です。これは、ある高校の平成 25 年 3 月の卒業式における「答辞」の一部です。

「（前略）私は練習に身が入らず監督から『帰れ』と言われ、その時の私は後先のことを何も考えずに帰ってしまったことがあります。今思うと大変恥ずかしい話ではありますが、その時の私は帰ってしまったことへの後悔と、仲間を裏切ってしまった罪悪感で胸がいっぱいでした。しかし、翌日の練習では、いつもと変わらない態度で接してくれる仲間、私を見捨てないで話をしてくれる監督がいました。監督との話のときには大粒の涙を流しながらも私は監督からの愛情を心の底から感じました。私はその時に私の心にそして人生において必要なものは、『謙虚な心』であると実感致しました。その場しのぎでことをおさめるのではなく、一度冷静になり物事を考え、逃げるのではなく挑戦しなければ成長することはできない、ということを気付かせてくれたのです。（後略）」。もしこの監督がその場で、一呼吸置かず手を挙げていたらどうなっていたでしょうか・・・・・・。

参考文献『平成 25 年 9 月 10 日　体罰ゼロの学校づくり』本村清人／三好仁司（ぎょうせい）

１１　体罰根絶のためのチェックシート(教職員用)

体罰等を根絶するためには、自分自身の体罰に関する認識を再認識したり、児童生徒への指導の在り方を見直したりすることが重要です。年に数回チェックシートを活用し、行動を振り返ってみましょう。

No	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	問題が起きた時に、頭ごなしに怒ることなく、児童生徒の言い分をじっくり聴いている。				
2	冷静に指導することを心がけ、児童生徒の心を傷つけることがないよう、言動には気を配っている。				
3	児童生徒が反抗的な態度をとることや指導に従わない場合等、児童生徒のせいだけではなく、自分の指導の在り方を振り返ることができる。				
4	児童生徒の問題を一人で抱え込むことなく、他の教職員やスクールカウンセラー等と連携して指導するようにしている。				
5	児童生徒を指導する際、生徒指導の係にまかせることなく、一緒に指導するよう心がけている。				
6	一部の児童生徒の問題に、学級全員や部活動の部員等に連帯責任をとらせたりする指導方法は、ふさわしいとは思わない。				
7	部活動等で、結果を出すことは大切だが、児童生徒の発達段階を踏まえ、部活動の意義を含めて指導している。				
8	体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めることができる。				
9	体罰を確認したら、速やかに管理職に報告･相談することができる。				
10	障害のある児童生徒への効果的な指導について、理解しようと心がけている。				
11	毅然とした態度で指導するのと体罰は別物だと思っている。				
12	体罰を容認する風潮に対してＮＯと言える。				
13	画一的な指導ではなく、児童生徒の個々に応じた指導を心がけている。				
14	児童生徒の問題行動を教師へのサインとして受け止め、誠意をもって相談できる。				
15	児童生徒を集団の前で、叱責することなく時間を空けて指導するようにしている。				

【 自己評価　4:よく当てはまる　3:ある程度当てはまる　2:あまり当てはまらない　1:全く当てはまらない】
※1や2が多い場合、体罰を起こす可能性があるため、気をつける必要があります。

１１　体罰根絶のためのチェックシート(管理職用)

体罰を根絶するためには、管理職として、定期的に服務研修を実施し所属職員の体罰等に関する意識を高めたり、体罰等を生まない学校環境になっているか、見直しすることが重要です。

No	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	体罰では教育できないことを、教職員に周知し指導の徹底を図っている。				
2	体罰について、これくらいなら問題ないという安易な雰囲気がないように指導に努めている。				
3	児童生徒に対する相談を、担任や生徒指導主任、教育相談担当等、一部の教員だけに任せきりにはしていない。				
4	児童生徒の人権を尊重し、平素から教職員が適切な言葉遣いをするように指導している。				
5	児童生徒と教師が口論になったとき、体罰が起きないよう他の教職員等の関わりができる職員体制を整えている。				
6	体罰が発生した場合の具体的な対応策について、職員が共通理解をしている。				
7	学校全体で体罰が発生しないよう研修会を実施している。				
8	教職員や保護者等からの体罰を容認する風潮に対してきっぱりＮＯと言える。				
9	障害のある児童生徒への指導方法や生徒指導上困難な場面における指導方法について、共通理解及び共通実践が図られている。				
10	管理職への報告、連絡、相談体制はできているか。また、平素から教職員とのコミュニケーションづくりに努めている。				

【 自己評価　4:よく当てはまる　3:ある程度当てはまる　2:あまり当てはまらない　1:全く当てはまらない】
※1や2が多い場合、体罰等に気をつける必要があります。

＜参考資料＞

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）
平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校性の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成 25 年 1 月 23 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成 19 年 2 月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18 文科初第 1019 号　文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教職員は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要である。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては許可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1　体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。

懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当、文書指導などがある。

2　懲戒と体罰の区別について

（１）教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

（２）（１）により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3　正当防衛及び正当行為について

（１）児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員が一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

（２）児童生徒から教職員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰に該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危機を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れる。

4　体罰の防止と組織的な指導体制について

（１）体罰の防止

①　教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

②　学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることがないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

③　校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ相談・報告できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

④　教員は、決して体罰を行われないよう、平素からいかなる行為が体罰に当たるかについて考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

（２）体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

①　教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聴き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正に対応を行うことが必要である。

②　校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

　また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

　加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

③　教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

５　部活動について

（１）部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

（２）他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能や習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

（３）部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第１１条に規定する児童生徒の懲戒･体罰等に関する参考資料

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが､個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては､本通知２（１）の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

（１）体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○　身体に対する侵害を内容とするもの

- 体育の授業中、危険な行為を児童の背中を踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かす、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の胸を引いたところ、生徒が胸を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○　被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に

出ることを許さない。

・　別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

・　宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

（２）認められる懲戒（通常、懲戒の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※　学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

・　放課後等に教室に残留させる。

・　授業中、教室内に起立させる。

・　学習課題や清掃活動を課す。

・　学校当番を多く割り当てる。

・　立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

・　練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

（３）正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○　児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・　児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○　他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

・　休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて蹴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

・　全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。

・　他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げだそうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

・　試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

＜参考資料＞

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

平成 19 年 2 月 5 日付 18 文科初第 1019 号

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと考えます。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1　生徒指導の充実について

（1）学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。

（２）児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまり対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。

（３）問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

２　出席停止制度の活用について

（１）出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。

（２）学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。

（３）この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育員会はや地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教育員会の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生、児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

（４）その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成 13 年 11 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局通知）による。

３　懲戒・体罰について

（１）校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。

（２）体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判断することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持てない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮

を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する傷害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。

（３）懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和 23 年 12 月 22 日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

別添

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

１　体罰について

（１）児童生徒の指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

（２）（１）により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

（３）個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるものではなく、上記（１）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

（４）児童生徒に害する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて貴重な教育上の配慮のもとに行うできであり、このような配慮のもとに行われる限りにおい

ては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。

（5）有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

○　放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。

○　授業中、教室内に起立させる。

○　学習課題や清掃課題を課す。

○　学校当番を多く割り当てる。

○　立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

（6）なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰には当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2　児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

（1）単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないまま放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

（2）他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる措置が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。

（3）また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

（4）さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校から持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

平成２　５　年７　月１　９　日
全国人権擁護委員連合会

学校等における体罰問題に関するメッセージ

殴る，蹴る，長時間の正座を強いて苦痛を与える等の体罰は，法律で禁止されています。愛のムチ，指導のつもりで行う人もいるのかもしれませんが，人間の尊厳を損ない，ときに身体に重大な障害を与えるだけで
なく，子どもの成長発達に悪影響を及ぼし，精神的に追い詰めることにもなりかねません。生涯，消えることのないトラウマを残し，暴力容認の風潮を助長することにもなります。

体罰は絶対にしないでください。体罰を受けている人，体罰を見た人，聞いた人は，私たち，人権擁護委員に連絡してください。秘密は必ず守ります。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を使って連絡しても，全国共通・無料の「子どもの人権１１０番」（０１２０－００７－１１０）に電話してもかまいません。メールも受け付けています。

私たち人権擁護委員は，「人権」を取り戻すための仕事に取り組んでいます。体罰をストップさせるために，全国１万４千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて，私たちに助けを求めてください。

保護者の方も，お子さんを護るために，人権擁護委員を御活用ください。

子どもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものにしたい。これが私たちの願いです。